

藤沢記者クラブ各位

－ 6月1日をもって藤沢市中小企業融資制度「令和2年新型コロナウイルス感染症に係る災害復旧資金」の取り扱いを終了－

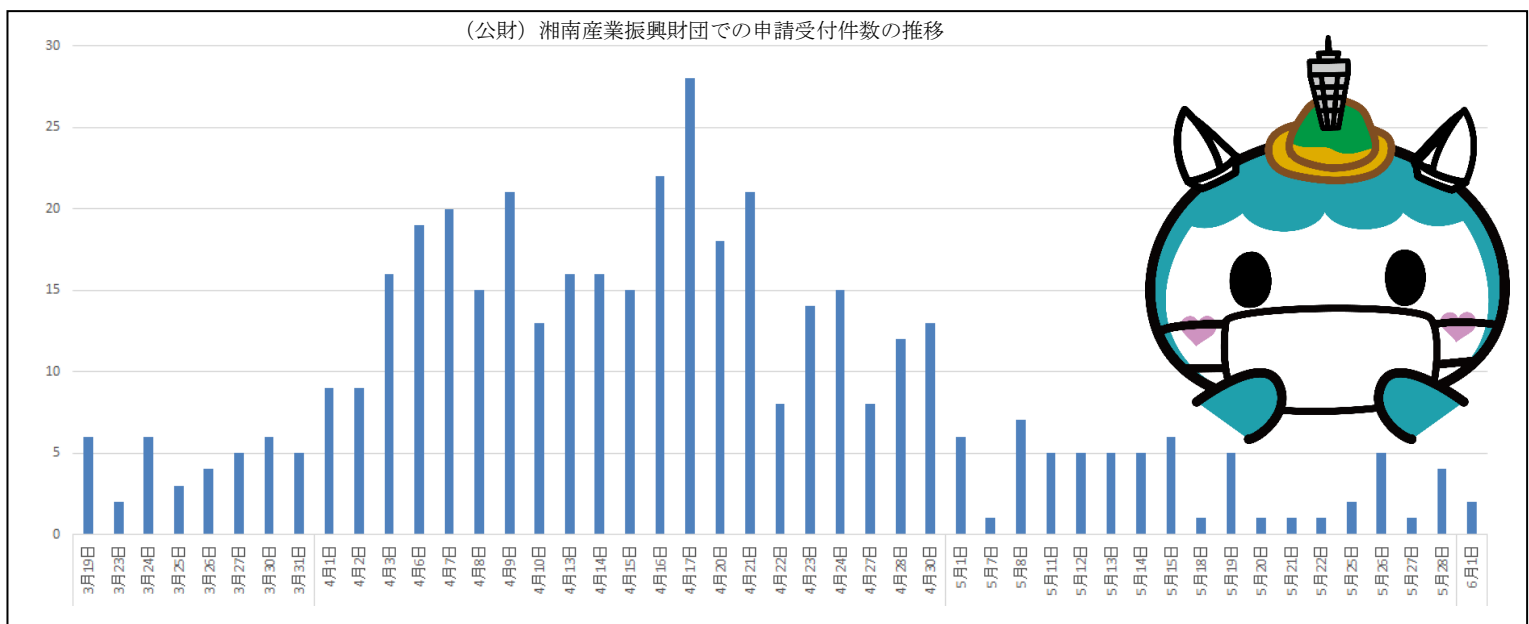
6月1日をもって藤沢市中小企業融資制度「令和2年新型コロナウイルス感染症に係る災害復旧資金」の取り扱いを終了しました。

3月に入り、新型コロナウイルス感染症の影響によって市内事業者の資金繰りが深刻な問題となりました。政府が日本政策金融公庫にて実施する無担保・無利子融資については、藤沢市内に支店がなく、横浜支店が複数の近隣市町村を所管していることから、パンク状態にあり、面談までに1か月以上を要し、いつ融資が実行されるかもわからない状況でした。

そこで、藤沢市では、3月19日から藤沢市中小企業融資制度「令和2年新型コロナウイルス感染症に係る災害復旧資金」の取り扱いを開始しました。この資金は、100%保証のセーフティネット保証4号を実質0円（信用保証料補助100%上限なし）、利子補給を全額3年間で受けられる1,000万円を貸付上限とした融資制度です。受付にあたっては、（公財）湘南産業振興財団の融資窓口体制の強化・充実を図るとともに、感染症拡大防止に努めました。

その実績として、3月19日から6月1日までの取扱期間中、**428件**の申込みがあり、申込総額は**34億650万円**にも上りました。

5月1日から政府が都道府県等の融資制度にて、無担保・無利子融資の取り扱いを開始し、民間金融機関でのワンストップ手続きによる無担保・無利子融資の申込みが可能になったことから、当初の予定どおり、6月1日をもって、取扱いは終了しましたが、この藤沢市中小企業融資制度「令和2年新型コロナウイルス感染症に係る災害復旧資金」により、市内事業者のスピーディーかつ有効な資金繰り支援を実現いたしました。



＊この資料に関する問い合わせ先
 ○藤沢市役所
 経済部 産業労働課
 担当：饗庭・高橋・佐藤
 直通：0466-50-3530